議案第１０４号

久喜市保育の必要性の認定基準に関する条例の一部を改正する条例

久喜市保育の必要性の認定基準に関する条例(平成26年久喜市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第20条」の次に「及び第30条の5」を加える。

第2条中「保育の必要性の認定」を「法第20条第1項及び第30条の5第1項に規定する保育の必要性の認定」に改め、同条第8号中「第15条の6第3項」を「第15条の7第3項」に改め、同条第11号中「又は特定地域型保育事業」を「、特定地域型保育事業又は特定子ども・子育て支援施設等」に改める。

第3条中「保育必要量」を「法第20条第3項の保育必要量」に改める。

附　則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

令和元年９月３日提出

久喜市長　　梅　　田　　修　　一

提案理由

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、新たな給付認定に関する基準について所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。